

ハイヤー・タクシー類似違法行為の絶滅に関する決議

悪質な運転代行事業やボランティア輸送とりわけセダン型車両等によるハイヤー・タクシー類似違法行為は、我々ハイヤー・タクシー事業者の健全な業務を著しく阻害している。

このような違法行為を放置することは、輸送秩序を破壊し、ひいてはハイヤー・タクシー事業の健全な運営に重大な事態を招来することになる。

また、無認定運転代行車を排除する等、運転代行業務適正化法の適格な運用、改正道路運送法による自家用有償旅客運送の登録制度の運用等によりこれらの違法行為が速やかに一掃されるよう強く要望する。

右 決議する

平成19年10月30日

第47回全国ハイヤー・タクシー事業者大会